

「第5次千葉県男女共同参画計画」の推進について

資料1

< 令和4年度第1回「千葉県男女共同参画推進懇話会」で 御指摘のあった事項 >

① 「第5次千葉県男女共同参画計画」と関連計画との連携



② 時々的情勢等に応じた評価分析の必要性 →

1. 「第5次千葉県男女共同参画計画」と他計画の関連について
2. 千葉県の男女共同参画への取組の現状

③ 「第5次千葉県男女共同参画計画」に位置付けた指標の補完



3. 本県の男女共同参画の着実な推進に向けたモニタリング項目の活用
4. モニタリング項目の活用・選定方法について

④ 「計画評価専門部会」の開催方法（時間・回数）

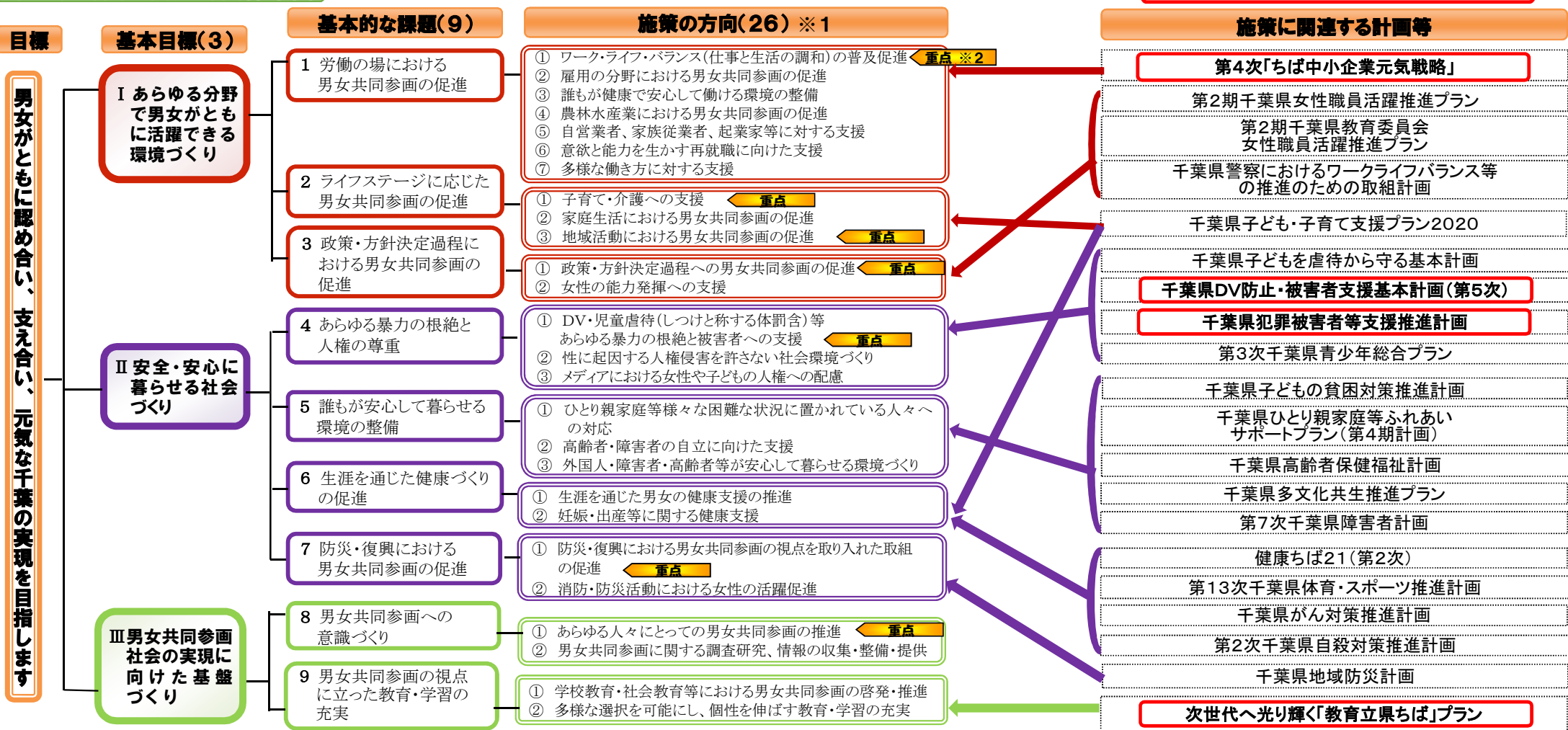


次回専門部会の実施において充実を図っていく。

1. 「第5次千葉県男女共同参画計画」と他計画の関連について

○ 男女共同参画社会の実現に向けた課題や取組状況について、第5次計画に位置付けた施策に関連する計画等の所管課と情報共有、総合調整し、第5次計画の着実な推進を図っている。

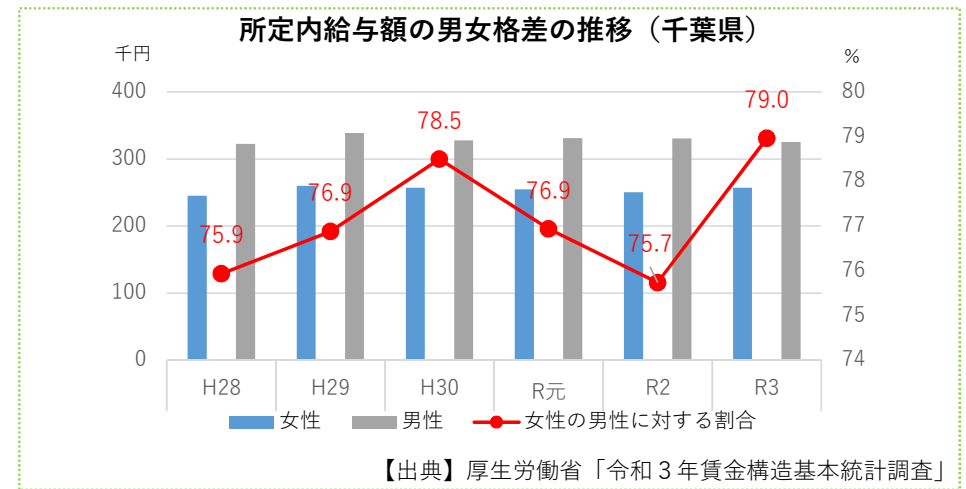
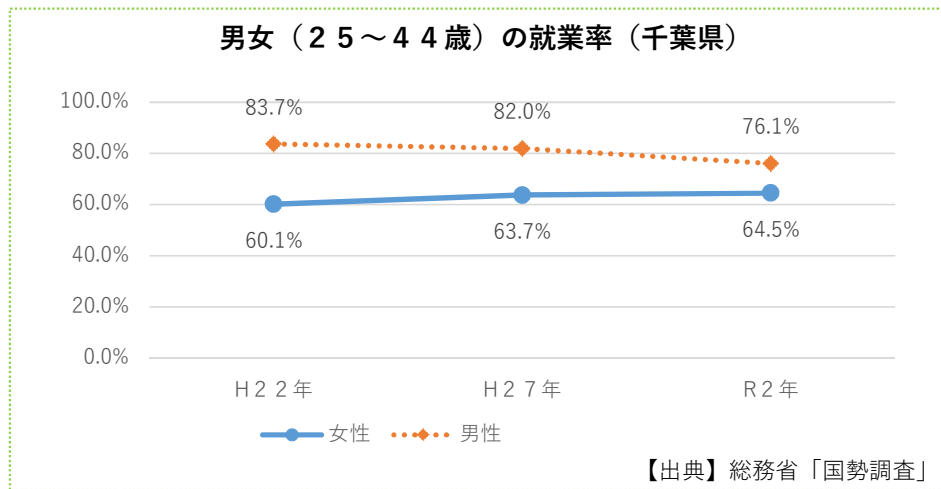
第5次計画の関連計画体系図



2. 千葉県の男女共同参画への取組の現状 ① ～令和4年度の取組状況～

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

- 新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据えるとともに、人生100年時代を迎える中、「女性の経済的自立」が喫緊の課題。女性がより多く働く業種（サービス業、看護・介護・保育等）の賃金を引き上げるとともに、高賃金が見込まれる成長分野への労働移動の支援が必要。
- 本県においては、「男女(25～44歳)の就業率」の差は縮小傾向であるが、10ポイント以上の差がある。「所定内給与額の男女格差」も依然解消されていない状況。👉 施策展開と併せてモニタリングが必要。



第5次計画に基づく令和4年度の県の取組

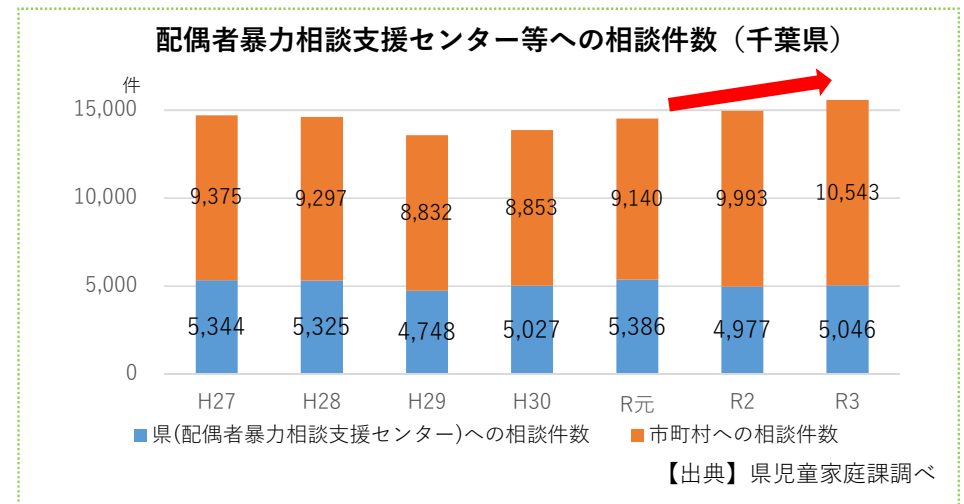
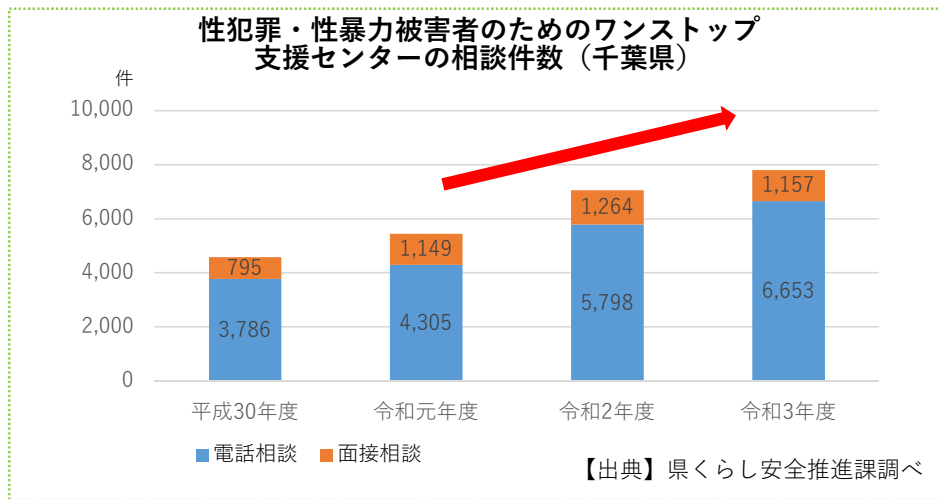
【関連】第4次「ちば中小企業元気戦略」

- 令和4年度は、職業訓練の「デジタル人材育成コース」や「子育て中の女性が受講しやすい託児サービス付き訓練」を拡充し展開中。また、民間保育所等の保育士の処遇(給与)改善について予算を拡充し実施中。
- また、中小企業等における多様で柔軟な働き方の推進を図る取組について、拡充して支援を実施。

2. 千葉県の男女共同参画への取組の現状 ② ～令和4年度の取組状況～

基本目標II 安全・安心に暮らせる社会づくり

- 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提であり、A V出演被害を含む性犯罪・性暴力や配偶者等による暴力など、「あらゆる暴力の根絶に向けた取組」を強力に押し進める必要がある。
- 本県においては、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数」が増加傾向。「配偶者暴力相談支援センター等への相談件数」も増加に転化。👉 施策展開と併せてモニタリングが必要。



第5次計画に基づく令和4年度の県の取組

【関連】千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）、千葉県犯罪被害者等支援推進計画

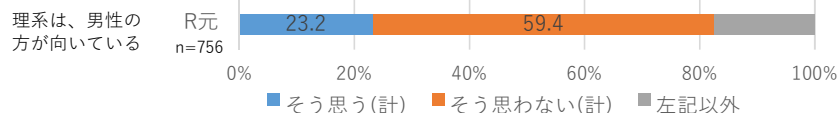
- 令和4年3月には「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等に対する支援を拡充。うち、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいては 医療支援を拡充。
- 若者を対象としたDV予防セミナー開催数を増加、DV・児童虐待防止の連携強化マニュアルの作成に向けての検討。

2. 千葉県の男女共同参画への取組の現状 ③ ～令和4年度の取組状況～

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

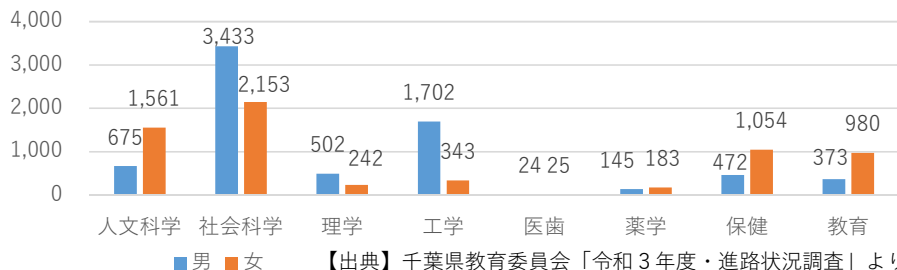
- 男女共同参画社会の実現に向けた課題の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された「固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」が挙げられる。
- 本県においても、「子どもの教育における男女平等の意識」において、固定的な性別役割分担意識が依然としてある。また、「6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間」でも、男女間の差が依然見られる。👉 施策展開と併せてモニタリングが必要。

子どもの教育における男女平等の意識（千葉県）

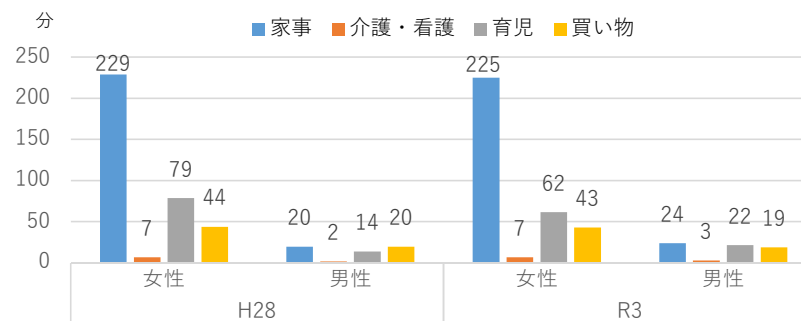


【出典】千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年）

専攻分野別大学等進学者数（公立高校・千葉県）



6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間(※)（週全体平均・千葉県）



※「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」を行っている時間を指す。

【出典】総務省「社会生活基本調査」（平成28年、令和3年）

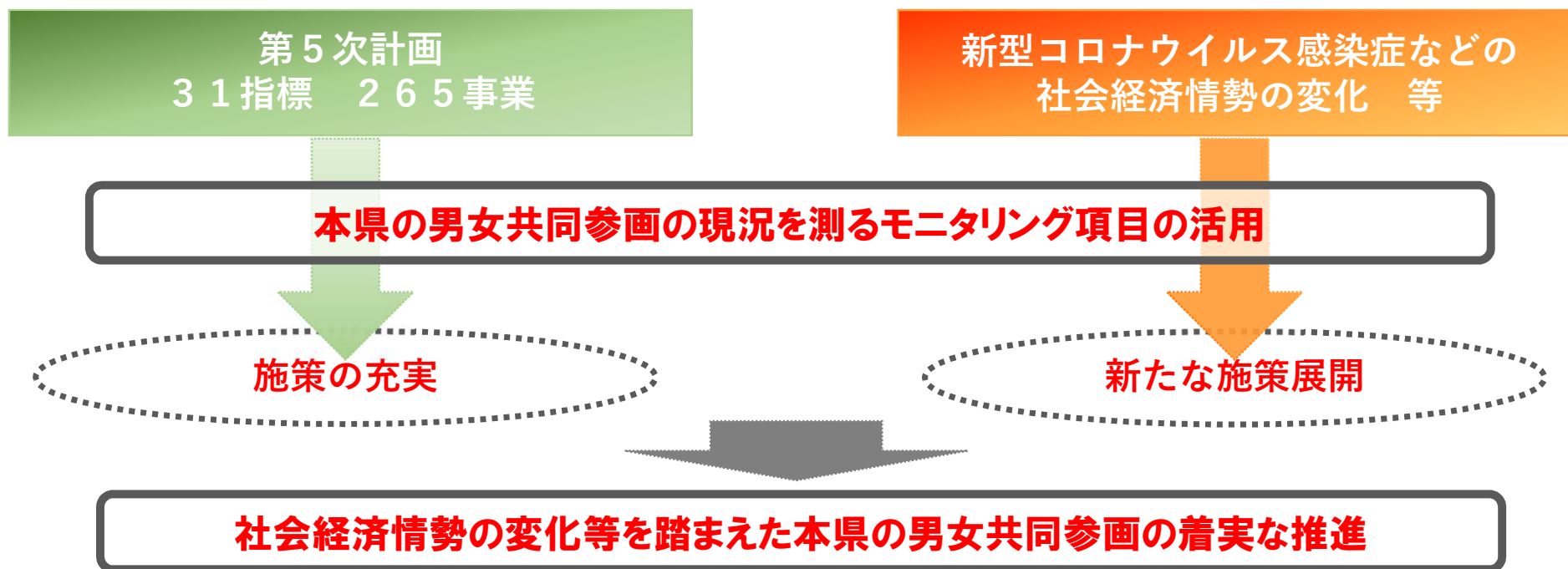
第5次計画に基づく令和4年度の県の取組

【関連】次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン

- 令和4年度は、キャリア教育の推進を拡充し、中学生・高校生向けに実社会で働く人のインタビュー動画等を新たに作成するとともに、科学技術分野等で活躍する方の講演会を新たに実施するなど、生徒の性別にとらわれない職業意識の形成や主体的な進路選択を行う能力を育成。
- 県では、男性職員の育児休業の取得促進に向けて、育児休業取得者セミナーの開催や男性職員向けリーフレット配付などのほか、令和3年12月から、育児休業の取得を希望しない職員には所属長がその理由を確認するなどの取組を実施。率先して取組を進めるとともに、民間への普及啓発を図る。

3. 本県の男女共同参画の着実な推進に向けたモニタリング項目の活用

- 社会経済情勢の変化等を踏まえ、第5次計画の評価を行うに当たっては、第5次計画で設定した指標だけではなく、「男女(25～44歳)の就業率」、「配偶者暴力相談支援センター等への相談件数」などを、「モニタリング項目」として適宜把握・活用していく。
- モニタリング項目を加えて、社会経済情勢の変化等を捉えた数値を把握し本県の男女共同参画の推進状況を点検・分析し、計画の取組を着実に推進するとともに、課題の洗い出しを行い、新たな施策展開に繋げる。



4. モニタリング項目の活用・選定方法について① ～全般～

○ モニタリング項目の内容については、下記を勘案し、設定する。

- ・ 国の「第5次男女共同参画基本計画」、「女性活躍・男女共同参画の重点方針」
- ・ 各都道府県の男女共同参画計画において掲げられている指標項目(目標設定)及びモニタリング項目(参考値等)
- ・ 本県の他計画の指標



社会経済情勢の変化等を踏まえ適宜追加していく。

<参考>

【男女共同参画計画において、評価指標の他に、目標設定の無い参考指標を設けている都道府県】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、群馬県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、島根県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県

【男女共同参画計画において、評価指標のみを設けている都道府県】

千葉県、山形県、栃木県、埼玉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県

※ R4年10月 千葉県男女共同参画課調べ

- ・ 指標項目を補完し、様々な社会経済情勢等の影響が見える化するために、目標設定の無い参考指標を設けている都道府県が複数ある中で、本県ではこれまで参考指標を設けていなかった。今後は、社会経済情勢の変化等を踏まえたモニタリング項目の数値を追っていく必要がある。
- ・ 第5次計画策定後の社会経済情勢の変化等に応じた取組を推進していくには、計画の指標だけでは不足がある。

⇒ **計画の指標を補完するモニタリング項目を設け、計画策定後の変化を踏まえ、適宜、項目の見直しも行いながら、社会経済情勢の変化等を的確に把握していく。**

4. モニタリング項目の活用・選定方法について②

～項目例～

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

指標(14)

「男女共同参画推進事業所表彰件数」 「働き方改革アドバイザーを活用して働き方改革に取り組んだ企業数」
「職場等のハラスメントを人権侵害と感じる者の割合」 「家族経営協定締結数」 「女性の認定農業者数」 「女性の農業士等認証数」
「子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合」 「保育所待機児童数」 「特別養護老人ホーム整備床数」
「介護人材確保対策事業費補助対象事業数」 「主任介護支援専門員の人数」 「県の審議会等における女性委員割合」
「農業協同組合の役員に占める女性の割合」 「農業委員に占める女性の割合」

社会経済情勢の変化等を踏まえ多角的に評価するために必要な視点(データ)

- ・ 女性の採用・登用や職域拡大に関するデータ
- ・ 職業生活と家庭生活の両立に関するデータ
- ・ 政策・方針決定過程における地域の男女共同参画に関するデータ

モニタリング項目の選定例

「男女(25～44歳)の就業率」 「所定内給与額の男女間格差」 「常用労働者1人平均月間労働時間(男女)」
「従業員の年次有給休暇の平均取得率」 「家事関連時間(週全体平均/男女)」 「育児休業の取得率(男女)」 「県職員における男性の育児休業の取得率」 「一事業所当たりの女性管理職の割合」 「知事部局等の本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合」
「市町村職員における管理職の女性職員の割合」 「学校職員における女性管理職の状況」 「警察における女性警察官の割合」
「放課後児童クラブの待機児童数」 「議会議員に占める女性の割合(県・市町村)」 「市町村の審議会等における女性委員割合」
「自治会長に占める女性の割合」

指標の男女別データも可能な範囲で活用

4. モニタリング項目の活用・選定方法について③ ～項目例～

基本目標II 安全・安心に暮らせる社会づくり

指標(12)

「DVが人権侵害であると認識する人の割合」 「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置数 「要保護指導対策地域協議会の設置市町村数」 「ちばバリアフリーマップ掲載施設数」 「主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合」 「総合型地域スポーツクラブ設置市町村数」 「総合型地域スポーツクラブ会員数」 「成人の週1回以上のスポーツ実施率」 「自殺死亡率」 「がん検診の受診率」 「災害対策コーディネーター登録者数」 「県内消防団における女性消防団員数」

社会経済情勢の変化等を踏まえ多角的に評価するために必要な視点(データ)

- ・ DV等の実態に関するデータ
- ・ 男女の健康実態のデータ
- ・ 防災・復興における男女共同参画の視点に関するデータ

モニタリング項目の選定例

指標の男女別データも可能な範囲で活用

「配偶者暴力相談支援センター等への相談件数」 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数」 「DVにあたる行為についての認識」 「DVに関する相談窓口の認知」 「配偶者からの暴力の相談経験」 「健康寿命の延伸(男女)」 「人工妊娠中絶件数」 「千葉県防災危機管理部における女性職員の割合」

4. モニタリング項目の活用・選定方法について④ ～項目例～

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

指標(3)

「社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合」 「女性の権利に関する法制度の認知度(男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、女子差別撤廃条約)」 「学校教育の場で男女の地位が平等となっていると思う人の割合」

社会経済情勢の変化等を踏まえ多角的に評価するために必要な視点(データ)

- ・ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関するデータ
- ・ 学校教育・社会教育等における男女共同参画に関するデータ

モニタリング項目の選定例

指標の男女別データも可能な範囲で活用

「「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合(男女)」 「男女共同参画センターへの相談(電話・面接)件数(男女)」
「高等学校卒業生の大学・短大への進学者数の推移(男女)」 「高等学校の主な学科別生徒数(男女)」
「PTA会長における女性会長の割合(小・中学校)」

推進体制

指標(2)

「千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数」 「男女共同参画計画策定市町村数」